

湧別町公私連携幼保連携型認定こども園
公私連携法人募集要項

令和2年12月
湧 別 町

湧別町公私連携幼保連携認定こども園運営事業者募集要項

1. 募集の趣旨

湧別町では、児童数の減少が避けられない将来にわたり安全・安心な幼児教育・保育の提供を確保することを目的に保育所等の再編に向けた「湧別町公立保育所等再編基本方針」を策定し、令和4年4月に町立保育所を公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携こども園」という。）として民間へ移行するため、本町の幼児教育・保育行政を理解し、質の高い教育と保育等を行うことができる運営事業者（以下「公私連携法人」という。）を募集いたします。

公私連携こども園とは、就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方法の一つで、設置及び運営の主体となる民間法人は、町とあらかじめ協定を締結し公私連携法人としての指定を受け、運営に必要な設備の貸付や譲渡、その他の協力を町から受け、運営に必要な人員配置や提供する教育と保育内容等について町の関与を受けながら安定的な運営を行うよう、町との連携の下に教育と保育等を行う施設です。

2. 民営化募集施設

(1) 民営化対象保育施設

施設名	所在地	保育所部分面積	設置年度
中湧別保育所	湧別町中湧別中町3021番地の1	836.47 m ²	平成12年

3. 応募資格等

(1) 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとします。

- ① 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された学校法人または社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定により設立された社会福祉法人（以下「法人」という。）であること。
- ② 令和2年12月1日現在、湧別町内または湧別町に隣接する市町において、認可保育所、認定こども園又は学校教育法（昭和22年法律第26号）上の幼稚園の運営を10年以上行っている法人であること。
- ③ ②の施設において、直近に実施された所管する関係機関が実施する監査及び指導検査等において、改善命令を受けていないこと。ただし適正な改善報告がされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。
- ④ 公私連携こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続き開始又は破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 湧別町暴力団排除条例（平成25年町条例第16号）第2条第1号から第3号に該当するものではないこと。

- ⑨ 代表者又は役員に禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。
- (2) 応募者が次の事項に該当する場合は、選考対象から除外します。
 - ① 公私連携法人の選考に関し、自己に有利な取り扱いを求めるための働きかけをするなど、特定の目的をもって選考委員に直接又は間接を問わず接触した場合。
 - ② 応募書類に虚偽又は不正があった場合
 - ③ 応募書類の受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ④ その他不正な行為があった場合

4. 運営条件等

別紙「湧別町公私連携幼保連携型認定こども園運営条件」のとおりとします。

5. 応募の手続

(1) 応募申込書の配布

- ① 配布期間 令和2年12月25日(金)～令和3年1月22日(金)
- ② 配布場所 湧別町役場 健康こども課児童支援グループ
町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 事前協議等

応募内容確認のため、応募申請書類の提出前令和3年1月22日(金)までに事前協議を行ってください。事前協議は必須とし、あらかじめ電話等で日時を予約願います。また、現場視察を希望する場合は申し出願います。

(3) 応募の受付

- ① 受付期限 令和3年1月29日(金)午後5時必着
持参又は郵送により提出してください。
- ② 受付場所 湧別町栄町112番地1 湧別庁舎内
湧別町健康こども課 児童支援グループ
- ③ 提出部数 9 部(正1部・副8部)

(4) 提出書類

応募申込書1式

(5) その他

- ① 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ② 提出された応募書類は返却いたしません。

6. 事業者の選考

(1) 事業提案説明

応募事業者は、応募提出書類に基づき、湧別町立保育所運営事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において事業提案の説明を行っていただきますので、提案の内容について責任をもって説明・対応できる方の出席をお願いいたします。

(2) 審査の方法

- ① 選考委員会は、町長が定める審査項目について総合的に審査を行い、公私連携法人を決定します。
- ② 審査項目ごとの採点の合計を基本としますが、応募者が1事業者の場合は合計点数に最低基準を設定し審査するものとします。
- ③ 審査の結果、募集内容を達成できないと判断した場合は公私連携法人の選考を行わない場合があります。

- ④ 選考委員会による審査により公私連携法人候補者を決定し、応募事業者に審査結果をお知らせします。

7. 協定の締結及び公私連携法人の指定等

公私連携法人候補者決定後の協定書締結及び公私連携法人の指定は次のとおり行います。

(1) 仮協定書の締結

法第34条第2項に定める事項及び、その他事項について協議し仮協定書の締結により公私連携法人候補者とします。

(2) 協定書の締結

- ① 必要な例規等の整備について議会議決後、法第34条第2項の協定を締結いたします。

- ② 協定書の有効期限は令和4年4月1日から10年間とします。

なお、期間満了の6カ月前までに、公私連携法人から申し出がない場合及び、締結期間内において重大な事故や損失がなく、運営状況が適切で公私連携こども園の運営継続に支障がないと町が認めた場合に限り、協定の更新ができるものとします。

(3) 公私連携法人の指定

協定書締結後、公私連携法人候補者を法第34条第1項の公私連携法人として指定するものとします。

(4) 公私連携法人の指定を行わない場合の補償

公私連携法人候補者の責により、町が公私連携法人の指定を行わない場合は、公私連携法人候補者が本応募要項に従って支出した費用等について、町は一切の補償義務を負わないものとします。

8. スケジュール

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 応募申込書配布 | : 令和2年12月25日(金)
～令和3年1月22日(金)まで |
| (2) 事前協議 | : 令和3年1月22日(金)まで |
| (3) 応募受付期間 | : 令和3年1月29日(金)まで |
| (4) 本審査 | : 令和3年2月上旬予定
(プレゼンテーション30分程度) |
| (5) 候補者選考通知 | : 令和3年2月上旬 |
| (6) 仮協定の締結 | : 令和3年2月上旬 |
| (7) 引継期間 | : 令和3年4月～令和4年3月予定 |
| (8) 本協定の締結と指定 | : 令和3年9月予定 |
| (9) 関係機関等への届出 | : 令和3年9月予定 |

※ 担当部署

湧別町健康こども課児童支援グループ

住 所: 湧別町栄町112番地1

連絡先: 電話(01586)5-3765 FAX(01586)5-2283

メールアドレス: kenko@town.yubetsu.lg.jp